

【開成山公園等 Park-PFI 事業】 駐車場使用料の取扱いについて

1 要旨

開成山公園等 Park-PFI 事業公募設置等指針第 9 の 2、(5)、ク (P50) 及び、指定管理業務仕様書第 4 の 16、(6) (P20) における駐車場の使用料について、令和 4 年郡山市議会 6 月定例会における議決を受け、郡山市都市公園条例 (以下、「条例」という。) を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から以下のとおり取り扱うこととします。

2 設置方法等の詳細

1 条例改正に伴う駐車場の使用料等について

(1) 有料公園施設への位置づけ (条例第 6 条の 2 別表第 1)

開成山公園内駐車場を有料公園施設に位置づけ、有料化する。

(2) 供用日及び供用時間 (条例第 6 条の 3 別表第 2)

供用日※	1 月 1 日から 12 月 31 日まで (年中無休)
供用時間※	午前 0 時から午後 12 時まで (24 時間供用) ただし、入場は午前 5 時から午後 10 時までに限る。

※：市の承認を得れば、これらを変更することができる。

(3) 長期間駐車制限 (条例第 6 条の 4 第 3 項)

長期間の不当な駐車に対応するため、同一の自動車を引き続き駐車できるのは 7 日以内 (1 日に満たない時間があるときは、これを 1 日とする。) とする。(市長が特に必要があると認めた場合を除く)

(4) 駐車場の使用料 (条例第 10 条 別表第 4、7)

種別※	区分	使用料
普通自動車 大型・普通自動二輪車	最初の 2 時間	無料
	最初の 2 時間以降 30 分ごとに	100 円 1 日上限 1,000 円
大型自動車 中型自動車	最初の 2 時間	無料
	最初の 2 時間以降 30 分ごとに	300 円 1 日上限 3,000 円

※：種別については、道路交通法施行規則第 2 条に規定する車体の大きさ等。準中型自動車については、駐車場の設計やゲート機能等で大きさが変わるため、認定計画提出者と協議をした上で、大きさの基準を郡山市都市公園条例施行規則 (以下、「規則」という。) に定める。

(5) 駐車場使用料の納付 (条例第 11 条)

駐車後に使用料を支払うが、ゲート機能の提案で支払い方法が変わるため、認定計画提出者と協議をした上で、支払い方法を規則に定める。

(6) 利用料金制度の一部制限 (条例第 14 条の 2 の 8 第 3 項)

開成山地区における他の公共施設の駐車場使用料との整合性を担保するため、使用料変更の提案はできない (条例と同額の利用料金となる)。

2 障がい者の免除について

(郡山市障害者の利用に係る公の施設の使用料の免除に関する条例第 2 条)

(1) 障がい者が乗車する普通自動車・自動二輪車・準中型自動車の免除

- 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2) 障がい者が乗車する中・大型車の免除

- 乗車している者の半数以上が、(1) に掲げる手帳の交付を受けている者の場合。

3 取扱基準における免除について (別紙 35 の P2)

- (1) 市 (市の機関を含む) が主催して行う場合。
 - (2) 公共団体が市 (市の機関を含む) と共催して行う公益的事業で、入場料を取らない場合。
 - (3) 郡山市内の児童福祉施設の教員 (付添者含む) が正規の教員課程のため児童及び生徒を引率して使用する場合。※
 - (4) 郡山市内の身体障害者、精神薄弱者及び精神障害者に対する援護施設等の職員 (付添者含む) が入所者を引率して使用する場合。※
- ※：土日祝日並びに小中学校の春・夏・冬休み期間は除く。

4 その他減免できるもの (条例第 13 条)

- (1) 市 (市の機関を含む) と他の団体が共催して行う公益的事業。
- (2) 指定管理者が行う当該施設の設置の目的に寄与する事業で、市長が承認するもの。
- (3) 事業の公益性その他の事由を勘案して免除する必要がある場合。

5 駐車場の管理・運営について

(1) 指定管理業務による管理

- 駐車場は、次の (2) における「設置管理許可」による管理以外は、指定管理者制度による管理となるため、指定管理業務仕様書 (P4, 19) のとおり管理・運営をすること。
- 公募設置等指針 (P49) における指定管理料の上限額は、駐車場の維持管理費を含んでいるが、駐車場の利用料金収入を見込んでいない額であることから、収入を見込んだ指定管理料を提案すること。

(2) 設置管理許可【公園施設の管理】による管理（公募設置等指針 P38）

- 駐車を都市公園法第5条第1項による管理をすることもできる。この場合、駐車場使用料は条例と同額とすること。なお、事業者が市へ支払う駐車場の管理使用料は460円/㎡・月（公募設置等指針 P9）である。
- 本許可で管理する場合、駐車場の維持管理費や収入は指定管理会計とは別であり、事業者の会計で管理することとなるが、維持管理については指定管理業務仕様書(P19)に従うこと。

【Q&A集】

NO	質問	回答
1	大型及び普通自動二輪車の駐車をゲート外に整備し、無料にしてもよいか。	問題ありません。
2	駐車場使用料の変更を行うことは可能か。 (例) 特別日、イベント開催時の特別設定など	駐車場使用料（利用料金）については、条例で定める使用料の額と同額としておりますので、質問例のような設定をすることはできません。
3	駐車場の定期券、サービス券、回数券等を提案することが可能か。	指定管理業務仕様書第4の16、(4)(P19)の取扱いとすれば、提案することが可能です。
4	思いやり駐車場は設置すべきか。	「郡山市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例」に従った台数以上を設置してください。なお、要求水準で整備する駐車場は、「駐車場法」の路外駐車場、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の特定路外駐車場に該当するので、必要な届出等については、関連法令に従ってください。
5	「1日の上限料金」の計算方法は。	「午前0時」を起点とした計算とします。 例：午後8時に入場し、翌日午前6時に退場した場合は1,400円 【計算方法】 初日：(4-2)時間×60分÷30分×100円=400円 翌日：6時間×60分÷30分×100円=1,200円 1日上限額より1,000円 合計：400円+1,000円=1,400円になります。